

令和 5 年

第 2 回西原村臨時会会議録

令和 5 年 1 1 月 6 日

令和 5 年 1 1 月 6 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

## 令和5年第2回臨時会会期日程表

月	日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
11月	6日	月	午後 2時	本会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・開会</li><li>・会期の決定</li><li>・村長提案理由説明</li><li>・議案審議 (承認第6号) (議案第56号)</li></ul>	

# 提 出 議 案 等

(令和5年11月6日提出)

(村長提出議案)

承認第 6号 専決処分の報告及び承認について「(専第6号) 損害賠償額の決定  
について」

議案第56号 物品購入契約の締結について

## 目 次

第1号（11月6日）

議事日程第1号	.....
応招議員氏名	.....
出席議員氏名	.....
事務局職員出席者	.....
説明のため出席した者の職氏名	.....
開会・開議	.....
日程第 1	会議録署名議員の指名について .....
日程第 2	会期の決定について .....
日程第 3	村長提案理由説明（承認第6号・議案第56号） .....
日程第 4	承認第 6号 専決処分の報告及び承認について 「（専第6号）損害賠償額の決定 について」 .....
日程第 5	議案第56号 物品購入契約の締結について .....
閉 会	.....
署 名	.....

第 1 号 (1 1 月 6 日)

## 令和5年第2回西原村議会臨時会会議録

令和5年11月6日、令和5年第2回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

令和5年11月6日（月曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（承認第6号・議案第56号）
- 日程第 4 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について「（専第6号）損害賠償額の決定について」
- 日程第 5 議案第56号 物品購入契約の締結について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	堀 田 隆 二 君
議会事務局書記	灰 瀬 聖 奈 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	松 山 兼 二 君
総務課長	林 田 浩 之 君

○議長（山下一義君）皆さん、こんにちは。

本日は全員出席であります。

第2回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和5年第2回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番議員、坂本隆文君、6番議員、中西義信君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）皆さん、こんにちは。

令和5年第2回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては平日の大変お忙しい中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今回の臨時議会につきましては、専決処分の承認、また物品購入契約の締結についてお願いするものでございます。

承認第6号につきましては、事務処理の失念により大事な税金を支出しなければならなくなりました件に関しまして、住民の信頼を失墜する案件で心よりおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。今後は、この事例を基に引継ぎの重要性や確認方法の見直し、また支払い関連のスケジュール管理など全職員へ周知をするとともに、チェック体制の強化を全庁一丸となって取り組んでまいります。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について「（専第6号）損害賠償額の決定について」ご説明いたします。

地方債の元利償還金については、令和5年9月25日となっております償還日に償還金の支払いを失念したことにより、当該金融機関に対し遅延利息を損害賠償として支払う必要があるため、議会を招集する時間的余裕がない

ことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年9月26日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第56号、物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの購入につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会に提案しました承認1件、議案1件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、承認第6号、専決処分の報告及び承認について「（専第6号）損害賠償額の決定について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）承認第6号についてご説明いたします。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年11月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第6号、専決処分書。

次のとおり損害賠償額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年9月26日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

損害賠償額の決定について。

1、事件の概要。銀行などより借り入れた地方債の元利償還金について、令和5年9月25日となっていた償還日に償還金1,258万9,878円の支払い処理を失念したことにより、当該業者に対し遅延利息を損害賠償として支払うものでございます。

2、損害賠償額4,549円。

支払いの相手方、熊本第一信用金庫、熊本銀行。

急遽損害賠償額の支払いが必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕なかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

内容につきまして、元利償還金の支払いに関しましては、政府系金融機関

などうち銀行などからは事前に支払通知書が届いていたため、それに基づき支払っていましたが、市中銀行からは支払通知書が来ないままに当該伝票を作成する必要があることを失念しており、1日分の遅延利息を支払うこととなったものでございます。

今回、監督不行き届きでこのような事故を起こし、今後におきましても、支払い額の確認方法の見直しやスケジュール管理など複数人によるチェック体制を強化するとともに、注意を促し、再発防止に努めてまいりたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

今説明された中において、市中銀行等は向こうから支払いの期日のお話があるから、それに基づいて支払ってきたと言われましたけれども、そもそもそこあたりからが間違いじゃなかったんだらうかと思うんですよ。自分たちで支払わなければいけないところを向こうから通知が来るから支払うという感覚だけが、今説明をされた中にそういうように受け取れます。もともとはそうではなくて払わなければいけない、市中銀行だらうがどこだらうが、そういう概念の下にやっていく体制が必要ではなかったんだらうかと思えます。だから、もともとがちょっと甘かったんではないかと思えますが。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）中西議員の質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり通知が来るからそれに対して支払うという形ではなくて、今後はこっちの中でちゃんとスケジュールを管理して、いつ支払っていくというスケジュール管理も必要になってくるかと思えますので、その辺も徹底したいというふうに考えております。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

今回の職員の怠る事実という罪になりますが、先ほどの全協では職員が不慣れだったと、わざとやったものじゃないからということで、厳重注意処分をしたというような総務課長の説明でございましたが、首長としてはどうお考えか。といいますのが、平成18年私も所属しておりました税務課において時効の中断を怠ったと、やっぱり怠る事実ですね、という罪になったということで、職員はやっぱり真面目にしとった、ただ知らなかったというちょっと無知なところもあったんですけども、私を含め厳重注意処分という処分を受けましたが、首長においては村長、現在は副村長、減給処分があったか

と思います。

といいますのが、やっぱり首長となると全部つかさどるとるところで、代表として何らかの処分を自分で受けなければいけないじゃないと。といいますのが、自分たちの仕事を一生懸命してないと、首長が責任を取らなければならないという職員の緊張感も出てくると思います。今現在、前回の不祥事で報酬減給されておると思いますが、そのあたりは村長、今回のことに関してどう思われておるか、そのあたりも考えないと世の中の人たち、住民の方の中には、やはり税金、金額は4,000円程度ですけれども、これがずっと怠っておったら何十万円、何百万円になった可能性もあります。というところで村長のお考えはどうでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えします。

私のほうの処分に関しましては、前例に見習って、参考にさせていただいて減給等を考えさせていただければというふうに思います。最近立て続けに2件、前回も不祥事がございまして、また今回も不祥事ということで、議員が言われますとおり、職員の、私も一緒に処分を受けるんだということで、これ以降間違いないように頑張ってくれという気持ちも込めて自分自身を、処分の考えを次の議会等でまたお願いできればというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）今回も出ましたね。やはり先月の監査のとき報告を受けまして、またやったかなと思っております。この2年ほど監査をやっておりますが非常に若い職員のミスが多過ぎる、管理体制はどうなっているのかという、いつも課長を呼び出して厳しくやっておりましたけれども、また起きてしまいました。やはり各課ちょっと気が緩んでおったんじゃないかなというような気もしております。

皆若い人は、管理やっておりますけれども、その前からはこういう問題はほとんど起きておりませんでした。この2年です。非常に気が緩んでいるのかなというようなことで、ちょっと心配しておりますので、もう一度、村長はじめ、各課の課長様はじめ、システム的なことを考えられて、こういう問題が二度と起きないようにやっていかないと、住民の皆さんの期待に沿えるような行政はできませんので、皆さん方、もう一度話し合いをされてやっていただきたいと思います。お願いです。

○議長（山下一義君）答弁求めますか。

ほかに質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

この振込に関する仕事の過程で、関わっている職員というのは何名ほどいらっしゃるんですか。1人だけが担当しているのか何名かで担当しているのか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）尾崎議員の質問にお答えいたします。

担当としては1人で行っている。あとは係長と私、課長が決裁して会計のほうに持っていくような形になります。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）その段階で今3名ですよ、振り込む担当と課長、係長が決裁をする。その段階で今月は振込があるけれども、その決裁回ってきてないなどの気づきはなかったということによろしいですか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）お答えいたします。

私自身がそこまで気が回っていなかったというのが事実でございます。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）先ほども言われたと思うんですけど、人数増やしたり管理体制をとということだったんですが、3人いる中で管理体制ができていないというところがやはり問題だと思うので、きちんとシステム的なものをしっかり今後見直したほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）お答えいたします。

ありがとうございます。管理体制につきましては、今後スケジュールの管理とかそういった部分も含めて、会計課とも話し合いながら作っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか、はい。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について「（専第6号）損害賠償額の決定について」を、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって承認第6号は、原案どおり承認されたものと決定します。

日程第5、議案第56号、物品購入契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君) 議案第56号についてご説明いたします。

議案第56号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、小型動力ポンプ積載車6台及び小型動力ポンプ5台の購入。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額4,280万5,400円、税抜き額3,891万4,000円。

4、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市東区健軍1丁目31番7号、会社名、株式会社田原商会、代表者、代表取締役、成良仁志。

参考資料としまして、次のページに物品供給仮契約書を添付しております。

各消防団に配備しております小型動力ポンプ積載車と小型動力ポンプについては、これまで経過年数20年を目安として更新、購入してきております。財源としまして、緊急防災・減災事業債。起債充当率100%、交付税措置70%ということから財源として有効であるため、当該起債を活用し購入してきております。

当該起債の期限が令和2年度から令和7年度まで延長されたことから、小型動力ポンプ積載車については、本年18年目を迎える2分団1班、新所、緑ヶ丘、2分団4班、風当、畑、4分団2班、布田、6分団1班、下古閑、6分団4班、医王寺、8分団を前倒しで更新、購入するものです。なお、小型動力ポンプにつきましては、経過年数19年となる2分団4班、経過年数18年となる4分団2班、6分団1班、6分団4班、8分団を更新、購入するものでございます。

なお、今回の新規購入で入れ替える現在の積載車については、前年度と同様に公売を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番議員、小城君。

○3番議員(小城堡弘君) 3番議員、小城です。

先ほど全協のほうであらかじめの説明がございましたけれども、積載車のほうで6台購入、1台が軽というふうに伺いましたけれども、その1台軽にした根拠というのは何ですか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）小城議員の質問にお答えいたします。

軽の積載車というのは、地元からの要望によりまして軽の積載車のほうを購入しております。以上です。

○議長（山下一義君）3番、小城君。

○3番議員（小城保弘君）地元からの要望ということで、たしか医王寺だったですかね。今現在、消防団員が非常に減っております。幽霊団員も大分多くなって減っております。軽で団員数が4名しかおらないならちょうど軽で4人乗りでいいと思いますが、大体こういった軽のほうが安くついて、三が日あたりもヨングエなければいけないというようなところがございますので、今後考える上で消防団員、西原は山月と高遊、万徳辺りに大人数の消防団が入っているところは大きいところでもいいですけども、河原地区も中心地にはやっぱり今までの大きい積載車が要ると思いますので、各班のところの消防団員の、今聞けば4名から5名のところも多分あると伺っておりますので、そういうところはもう少し考えて、利便性のよい小野のほうにこれから先考えてもらって、してもらったらいかがなものかと思えます。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）小城議員のご質問にお答えいたします。

今回の小型の車両につきましては、地元からお話が上がってしまして、また分団長会議のほうで1回小さいやつ、機動性が優れているやつを入れてみようかということで、恐らく分団長たちが益城町の小型の自動車を見に行つて、これだったらいいんじゃないかということで今回購入に至っております。これから今、それと併せまして分団長会議で消防団の再編の話をしております。やはり高齢になって人数が少なくなっているところ、また逆に高遊とか新興住宅地はたくさんの方がいてもなかなか入っていただけないということで、また直近、報酬の支払い方法も変わりまして、幽霊部員と申しますか、なかなか出てこられない団員の把握も、ある程度、分団長会議の中で見えてきたような形で今、進んでおります。

それをベースで今後どうやっていくかということで、分団長さんたちから区長さんへ初寄り等で住民の皆さんに相談をいただいて、今後、分団の再編をどのようにしていくかということを皆さんと一緒に話していかなければならないんじゃないかというふうに思っております。

車両に関しましても、できればそれに併せて、今回1台入れますので、使い勝手がよかったら、集落の要望があればどんどん入れていければなというふうに思っております。また、現団員だけでなかなか数が足りないということであれば、OBさんとかもお願いしなければならないんじゃないかというふうに思っております。軽だとやはり4人しか乗れませんので、軽と併せてもしかしたら1台、人を運ぶ用のやつを、各分団とまではいかないかと思う

んですけれども、1分団、2分団と分団単位で用意ができればという話もございまして、今後また議員の皆様とも検討しながら、分団長会議の話も全協とかでご相談しながら、今後決定していければというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）3番、小城君。

○3番議員（小城保弘君）ありがとうございます。今、話を聞いて安心しましたけれども、やはり幽霊団員、いろいろいまして、今消防のほうも減って火事のほうも困っておりますけれども、何ていいますか消防団員といいまして責任、消防団の上には区長がおります。区長のほうが上ですので、これは二、三年前から団員編成、班編成というのは言っておりましたけれども、なかなか区長のところまで届かないという話がございますので、早急に、消防は大事なことでございますので、区長さんあたりの集会のときに話してもらって、要するに機能性のいい軽がいいのか大きいのがいいのか、2,000ccクラスですけれども、その辺の機能性、利便性のことを考えて早急に行ってもらいたいというふうに思います。団員の班編成、分団編成を同じくそういったふうにしてもらえれば大変助かります。以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）小城議員が言われましたとおり、できるだけ急いで分団長、また区長さんとかにも、分団長会議がございまして、そのとき急ぎたいという話をしたいと思います。また、区長さんにおかれましても今度、区長会議がございまして、そのときに区長さんにも最重要、緊急な課題として受け止めていただいて、集落で話をしていただけるようお願いいたしますとともに、ここにおられます議員さんも初寄り等あるかと思っております。そのときにお話をしていただいて、ご意見等ございましたら、また教えていただきますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ただいまの購入の中で、軽ですかね、積載車ということで、非常に私が団長しておるときから話は上がっておりまして、やっと念願がかなったかなというふうに思っております。

ただ、現場指揮を執るときに、一番最初に西原村の指導は8分団が欠かせないような状況でございます。ただ、8分団は団員数はおるんですけれども、積載車がどうしても大型車とか車両が大きい関係で現場に到着するのが遅かったり、やむなくすれば全然回り道をしなければならぬような状態でございますので、今回、軽が6分団に入ったということであるならば、8分団あたりも先導車なり指導車なりの軽乗用車のそういった積載車を購入する計画はないかをちょっと村長に伺いたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）高本議員のご質問にお答えします。

今のところは、まだ分団長会議等の中で8分団に持たせたらいいんじゃないかという話は出ておりませんが、今回まず1台目を購入して機能性とか使い勝手がいいということであれば、8分団に1台ということも、分団長会議の中で皆さんにちょっとお諮りをしていければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）大変ありがたいことでございます。やはり現場に到着するのがどうしても地元の方が一番かと思えますけども、情報が入ってくるのは、8分団が到着してから、きちんとした情報が村のほうに入ってくるかというふうに思っております。できるだけ早く8分団が到着するような車両なりなんなりを、できるだけ村としては整えていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第56号、物品購入契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程、会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、これをもって令和5年第2回西原村議会臨時会を閉会します。お疲れさんでした。

午後 2時36分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和        年        月        日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長                      山 下 一 義

5 番議員                      坂 本 隆 文

6 番議員                      中 西 義 信